

別表（第2条関係）

補助事業名	西播磨ツーリズム拠点整備（サイクリング機材等購入補助）事業
補助事業の目的	西播磨地域のサイクリングモデルルート等の沿道でサイクリストが立ち寄る店舗等が、サイクリストが自由に使用出来るサイクルラック、空気入れ、工具等を設置することで、西播磨地域のサイクリング環境の向上に必要な支援を行う。
補助事業の対象となる者	西播磨地域のサイクリングモデルルートその他、ショートカットルート、地域ルート等において、地域を訪れるサイクリストに対し、店舗等の店先でサイクルラック、空気入れ、工具等の機材を無料で貸し出すために購入する者。
補助事業の対象となる経費	<p>サイクルラック、空気入れ、レンチ等工具の購入に要する経費</p> <p>以下の場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸し出し対象を限定する場合</li> <li>・兵庫県以外の助成を受けている事業</li> </ul>
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内で、申請する1団体あたり30千円（消費税抜き、千円未満の端数は切り捨てる）を補助限度額とする。
適用除外する条項	—
その他の事項	補助対象機材にサイクリングモデルルート「ぐるっと西はりま」のステッカーを貼り付けるなど、ぐるっと西はりまをPRする。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業計画書 (別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) —
	(軽微な事業内容の変更) —
	(添付書類) 事業変更計画書 (事業計画書 (別紙1) に準じる)
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じた場合、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 事業実績報告書 (別紙2)
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) —